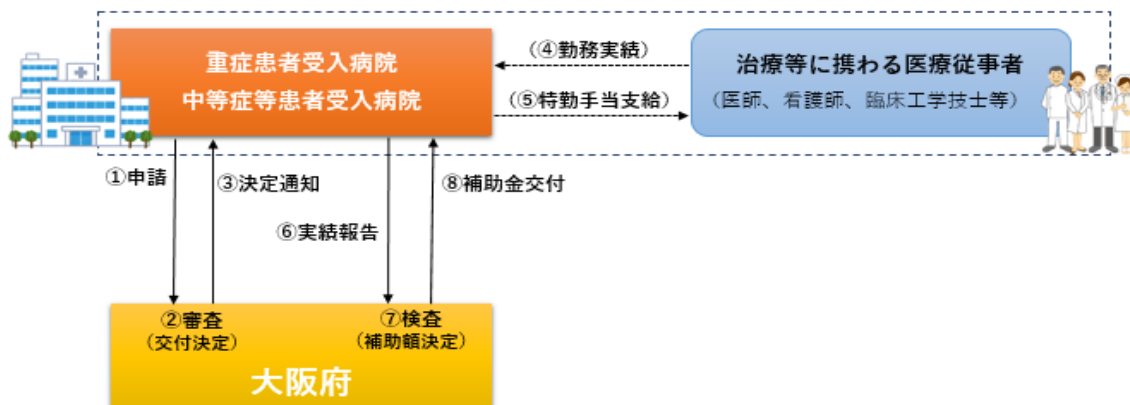


新型コロナウイルス感染症にかかる特殊勤務手当について

■目的

新型コロナウイルス感染症入院患者（以下、「感染症入院患者」という。）を受け入れる医療機関で、感染症入院患者に直接接する治療等を行う医療従事者への特殊勤務手当の支給に対し、補助を行う。



■概要

- 補助対象：感染症入院患者を受け入れ、特殊勤務手当を支給する医療機関
- 対象従事者：感染症入院患者に直接接する治療等を行う医療従事者（医師、看護師、臨床工学技士等）※常勤・非常勤職員を問わない。
- 対象期間：〔始期〕感染症入院患者の入院日
〔終期〕知事が判断した日（現時点では未定）
※手当の遡及支給も対象。ただし、令和2年4月1日以降支給分に限る。
- 対象経費：対象従事者1人あたり3,000円/日（感染症入院患者数に応じた上限額あり）
上限額＝入院患者（軽症・中等症）延べ人数×3（従事者係数）×3,000円
と入院患者（重症）延べ人数×6（従事者係数）×3,000円の合計
- 申請単位：毎月
- 申請期限：毎月、前月中旬（20日）まで
※入院開始月分～7月分については、令和2年6月19日（金）まで
- 補助率：10分の10

■手続き等

- 受付開始：令和2年5月15日（金）（終了時期は未定）
- 受付方法：大阪府ホームページから様式をダウンロード ※申請はメール送付及び郵送
- 交付時期：大阪府による検査終了後